住宅宿泊事業　説明に用いる書面の例（家主不在型）

これは記載例です。法令、国ガイドライン、県ガイドラインを参照のうえ事業計画をたて、

その計画に基づき作成してください。

記載してください

（１）住宅宿泊事業を行おうとする者の氏名（法人にあってはその名称および代表者の氏名）

　　　　株式会社●●　　代表取締役　●●　●●

（２）施設の名称および所在地

　　　　施設名称　：　●●民泊

　　　　施設所在地：　●●市（町）●●町●丁目●番●号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（共同住宅の場合は部屋番号を明記）

（３）住宅宿泊管理業者の名称

　　　　株式会社▲▲

（４）苦情等への対応方針

　　　・苦情等には、住宅宿泊管理業者である株式会社▲▲が対応する。

　　　・苦情等を受けた場合、ただちに室内に設けた電話等により管理業者が宿泊者に連絡を取り、状況を確認のうえ注意する。

　　（・苦情等を受けた場合、原則として▲分以内に管理業者が現場に急行し、状況を確認のうえ宿泊者に対し注意する。）

・注意等を行っても改善がみられない場合、退室を求める等、必要な対応をする。

（５）苦情等の窓口の連絡先

　　　　株式会社▲▲　　■■営業所

　　■■市（町）■■町■丁目■番■号

　　　　電話番号：○○○－○○○－○○○○

（６）１泊あたり最大宿泊人数

　　　　４人

（７）廃棄物の処理方法

　　　・居室内で発生した廃棄物については、事業系廃棄物として家庭用廃棄物とは明確に区分

して住宅宿泊管理業者が適切に分別、保管し、廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

　　　・その他、●●市（町）の廃棄物処理についてのルールをあらかじめ確認し、その指示に

従う。

（８）火災等緊急事態発生時の対応方法

・災害時等の通報措置について、利用開始時に住宅宿泊管理業者が宿泊者に説明するとと

もに、連絡先（消防署、警察署、医療機関、住宅宿泊管理業者）を、緊急時に速やかに

確認できるよう、居室内に常時掲示する。

・住宅宿泊管理業者は緊急時の対応を24時間体制で行い、利用者等から連絡を受けた際に

は、ただちに関係機関に連絡したのち、自らも現場に急行して対応する。

（９）ごみ処理、騒音防止、火災防止等のために講じる措置

　　　・ごみ処理、騒音防止、火災防止その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止のため必要な事項について、住宅宿泊管理業者から宿泊者に対し利用開始時に説明するほか、注意事項をまとめた書面を居室内に備え付ける。

　　　・外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語による説明を行う。

（10）本件に対する問い合わせ先・要望等受け付け先（住宅宿泊事業を行おうとする者）

　　　　株式会社●●

　　　　担 当 者：××

　　　　電話番号：○○○－○○○－○○○○

　　　　E-Mailアドレス：